

## 公立大学法人横浜市立大学債権管理要領

制 定 平成 17 年 4 月 1 日  
最新改正 令和 2 年 4 月 1 日

### (目的)

第1条 この要領は、公立大学法人横浜市立大学会計規則及び公立大学法人横浜市立大学会計実施規程に定める債権の管理に関する事務手続の概要を定め、公立大学法人横浜市立大学（以下「法人」という。）の債権管理の適正を期することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要領において「債権」とは金銭の給付を目的とする法人の権利をいう。

2 この要領において「債権の管理に関する事務」とは、法人の業務によって生じる債権の管理に関する全ての事務をいう。

### (債権管理)

第3条 債権の管理は、経理責任者が行うものとする。なお、公立大学法人横浜市立大学附属病院、同市民総合医療センターの2病院を除く法人の経理責任者（以下「本部経理責任者」という。）は、債権管理に関してそれぞれの経理責任者を統括するものとする。

2 経理責任者は、本部経理責任者に債権の管理について必要と認められる事項を報告しなければならない。

### (債権の発生)

第4条 経理責任者は、債権が発生した場合には、債権管理に必要な事項を、適時かつ適切に帳簿等に記載又は記録しなければならない。

2 会計規則第8条第3項に基づき、経理責任者は、前項の業務を各所管の課長に委任するものとする。

### (帳簿等)

第5条 前条の帳簿等には以下の事項を記載又は記録するものとする。

(1) 債務者の住所及び氏名又は名称

(2) 債権金額

(3) 債権の発生日

(4) 入金期限

(5) 債権の種類

(6) その他必要な事項

### (請求)

第6条 経理責任者は、債権の代金を適時に請求しなければならない。

2 入金期限は、別に定めのある場合を除き、請求書発行日から起算して1か月後の日とする。

3 前項にかかわらず、月額使用料を定めた施設の使用に係る債権の入金期限は毎月、その月の末日とする。

### (債権の消込)

第7条 各所管の課長は、入金記録に基づいて、適時かつ適切に債権の消込処理を行わ

なければならない。

(債権の変更)

第 8 条 各所管の課長は、債権の内容を変更すべき事実が生じた場合には、適時かつ適切に債権の変更内容を帳簿等に記載又は記録しなければならない。

(残高照会)

第 9 条 経理責任者は、必要に応じて債務者に債権残高を照会し、その結果、差異が生じた場合にはその原因を調査し、調査結果及び対応策を差異報告書により本部経理責任者へ報告しなければならない。

2 本部経理責任者は、前項の報告があった場合、事務局長に速やかに報告しなければならない。

(滞留管理)

第 10 条 本部経理責任者は、毎月、入金期限を経過した債権（以下、「滞留債権」という。）について内容を調査し、滞留債権の状況を的確に把握するものとする。

2 本部経理責任者は、半期毎に滞留債権の回収計画を策定すると共に、事務局長に滞留債権の状況を報告するものとする。

(督促)

第 11 条 本部経理責任者は、入金期限までに収納されない債権についての督促は、原則として所定の督促状（様式第 1）によって行うものとする。ただし、必要に応じ、口頭又は適宜の文書をもって行うことができる。

2 経理責任者は、債権に関する事項について本部経理責任者と連絡調整のうえ、債権の回収に努めなければならない。

(債権保全手続)

第 12 条 本部経理責任者は、重要な債権について債務者に信用悪化の事実が認められる場合には、必要に応じて、速やかに各所管の課長へ以下の手続を依頼するとともに、事務局長にその結果を報告しなければならない。

(1) 債務者財産の保全手続

(2) 未収入金残高の確認

(3) 未払金残高の調査

(4) 相殺手続

2 次の事実が認められる場合には、信用が悪化したものとする。

(1) 未収入金の支払いの督促に当たって、具体的な誠意が認められない場合

(2) 支払いの猶予および引延しを求められた場合

(3) 事実上の倒産又は破産状態にある場合

(債権放棄)

第 13 条 経理責任者は、債権放棄を行う場合には、債権放棄申請書（様式第 2）を事務局長に提出し、その承認を得なければならない。

2 経理責任者は、債権放棄をした場合には、債権残高の償却処理を行わなければならぬ。

(償却処理)

第 14 条 本部経理責任者は、以下の場合には、債権残高の償却処理を行うことができ

る。

- (1) 債務者及び保証人が個人である場合には、自己破産し配当が終了した場合、消滅時効に係る時効期間が満了した場合(債務者が時効の援用をしない特別の理由がある場合を除く。)。
- (2) 債務者又は保証人が法人の場合には、破産法(平成16年法律第75号)第253条第1項その他の法令の規定により、本学の債権につきその責任を免れた場合。
- (3) 督促を行ったにもかかわらず、支払期日の翌日から1年以上経過しても支払がなされず、かつ、債権残高が回収費用にみあわない場合。

(引当金の設定)

第15条 経理責任者は、債権の回収可能性を検討の上、回収不能見込額を合理的に見積り、引当金を設定しなければならない。

- 2 回収不能見込額は、原則として、同種の債権毎に、過去の貸倒実績率により貸倒見積高として算定する。
- 3 貸倒実績率は、算定対象事業年度における貸倒損失合計額を分子とし、その前事業年度末における債権残高を分母として算定する。
- 4 決算期末に保有する債権について適用する貸倒実績率を算定するに当たっては、当該事業年度を最終年度とする算定期間を含むそれ以前の三年間の貸倒実績率の平均値による。

(債権の区分)

第16条 本部経理責任者は、前条にかかわらず、他の方法により貸倒見積高を算定することが適當と認められる場合には、債権を、債務者の経済状態等に応じて、一般債権、貸倒懸念債権、破産更生債権等の三つに区分し、各区分毎に貸倒見積高を算定する。

2 前項の各区分の定義は以下の通りである。

- (1) 一般債権とは、経済状態等に重大な問題が生じていない債務者に対する債権であり、貸倒懸念債権及び破産更生債権等以外の債権をいう。
- (2) 貸倒懸念債権とは、経営破綻等の状況には至っていないが、債務の弁済に重大な問題が生じているか又は生じる可能性の高い債務者に対する債権をいう。
- 3 破産更生債権等とは、経営破綻又は実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権をいう。

(一般債権の評価)

第17条 一般債権については、第15条に準じて貸倒見積高を算定する。

(貸倒懸念債権の評価)

第18条 貸倒懸念債権については、担保又は保証が付されている債権について、債権額から担保の処分見込額及び保証による回収見込額を減額し、その残額について債務者の経済状態等を考慮して貸倒見積高を算定する。

- 2 債務者の経済状態等に関する判断に資する資料の入手が困難な場合は、担保の処分見込額及び保証による回収見込額を控除した残額の五十%を引当て、次年度以降において、毎期見直すこととする。
- 3 担保の処分見込額を求めるに当たっては、合理的に算定した時価に基づくとともに、当該担保の信用度、流通性及び時価の変動の可能性を考慮する。

- 4 保証による回収見込額を求めるに当たっては、保証人の資産状況等から保証人が保証能力を有しているか否かを判断するとともに、保証意思の確認、法人にあっては保証契約など保証履行の確実性について検討する。

(破産更生債権等の評価)

第 19 条 破産更生債権等については、債権額から担保の処分見込額及び保証による回収見込額を減額し、その残額を貸倒見積高とする。

- 2 清算配当等により回収が可能と認められる金額は、担保の処分可能見込額及び保証による回収見込額と同様に債権額から減額することができる。

- 3 担保及び保証の取り扱いについては、前条第三項及び第四項に準ずる。

(延滞金)

第 20 条 債務者の責めに帰すべき事由により、定められた入金期限を経過して代価の支払いがなされない場合は、その債権残高に対し政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額を遅延損害金として、その期限の翌日から支払をする日までの遅延日数に応じて日割りで債務者に請求することができるものとする。

- 2 前項の規定により計算した延滞金の額が 1,000 円未満であるときは、債務者にその請求を行わないものとする。また、前項の規定により計算した遅延損害金の額に 1,000 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるができるものとする。

(相殺)

第 21 条 経理責任者は、特に必要と認められる場合には、債務者から徴収すべき金額とそのものに支払うべき金額を相殺する契約を締結することができる。

2 経理責任者は、前項の契約を締結する場合には、事務局長の承認を得なければならない。

附 則

この要領は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要領による改正後の債権管理要領の第 14 条第 1 項の規定は、施行日以後の債権に適用し、同日前の債権については、なお従前の例による。

様式第 1

年　月　日

債務者

様

公立大学法人横浜市立大学

理事長

印

督促状

当法人があなたに対し、 年　月　日付で請求した の入金期日  
は、既に経過しておりますので下記により至急納入して下さい。

記

債権の種類	請求日	請求番号	請求金額	入金期日	備考

※ 「請求金額×政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率 ÷ 365 × 入金期日の翌日から入金日までの日数」の延滞金を合わせてご入金願います。

注意事項

- 既に送付済の請求書に記載した指定金融機関口座に振込んで下さい。
- 本状と行き違いに入金の場合はご容赦下さい。
- 不明な点がありましたら、公立大学法人横浜市立大学 担当（電話）までお問い合わせ下さい。

様式第 2

年　月　日

事務局長

経理責任者  
補職名・氏名

債権放棄申請書

標記のことについて下記債務者に係る債権について、次の理由により債権放棄の承認を申請します。

記

1 債権管理事項

- (1) 債務者の住所及び氏名又は名称
- (2) 債権金額
- (3) 入金期日
- (4) 債権の発生原因
- (5) 債権の発生年度
- (6) 債権の種類
- (7) 債務者の資産又は業務の状況に関する事項
- (8) 担保
- (9) その他

2 債権放棄申請理由

3 参考資料

(決裁欄)
